

第6章

実現に向けて

1 基本的な考え方

2 多様な制度の活用等

3 本方針の推進と管理

1 基本的な考え方

本都市計画マスタープランは、少子高齢社会の進行、地球環境問題、ライフスタイルの変化等に対応しつつ、本市らしく快適で魅力あるまちづくりを進めています。さらに、本都市計画マスタープランで目指す協働のまちづくりの推進という原則のもと、まちに対する誇りや愛着を持ち、理念や目標を共有し、それぞれの立場から積極的にまちづくりに関わっていくことは欠かせません。

また、コンパクトなまちづくりを実現するためのアクションプランとして「立地適正化計画」を策定し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを推進していきます。

2 多様な制度の活用等

2-1 都市計画の取り組み

(1) 計画的な土地利用誘導

都市計画法の地域地区（用途地域、準防火地域等）等の法律に基づく制度については、制度の改正の動きを見据え、本市の特性に応じ積極的にその活用を進めます。

用途地域内の人口が減少する一方で、用途地域周辺等の地域では宅地化が進行していることから、本方針の目的の実現に向け、用途地域内外の連携のとれた土地利用のコントロールが求められます。

このため、宅地化が進行している用途地域周辺等の地域においては、特定用途制限地域、地区計画、建築協定等の土地利用の制度について、地域の特性に応じた活用の検討を進めるものとします。

また、用途地域内においては、市街地整備の推進にあわせた計画的な土地利用の誘導や建替えにあわせた地区の修復的整備と改善を進めます。より魅力ある市街地環境の形成を図るため、用途地域の見直し、地区計画等の制度の見直し及び活用を進めます。

(2) 都市計画決定・変更

道路や公園等の都市施設整備事業は、経済・社会情勢の変化や土地利用・建築物の立地状況の変化等、人口動向に応じて、将来都市像との整合性などを適切に判断したうえで、地域住民の意見を十分に踏まえながら、必要な都市計画の見直しと検討を進めます。

(3) 都市再生整備事業等の活用

地域の歴史・文化・自然環境の特性を生かしたまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る都市再生整備計画事業等を活用し、市街地エリアの賑わいの創出を目指し、地域住民との協働によるまちづくりを図るとともに、地域拠点等の都市基盤の整備を進めます。

(4) 地区計画制度の活用

地区計画とは、住民の生活に身近な「地区」を単位として、都市施設の配置や建築物の建て方についてきめ細かなルールを定める等、地区の特性に応じた都市づくりを進めるための手法です。

防災、景観に配慮したまちづくりを進めるためにも、地区の住民や地権者の合意に基づく地区計画制度の活用を図ります。

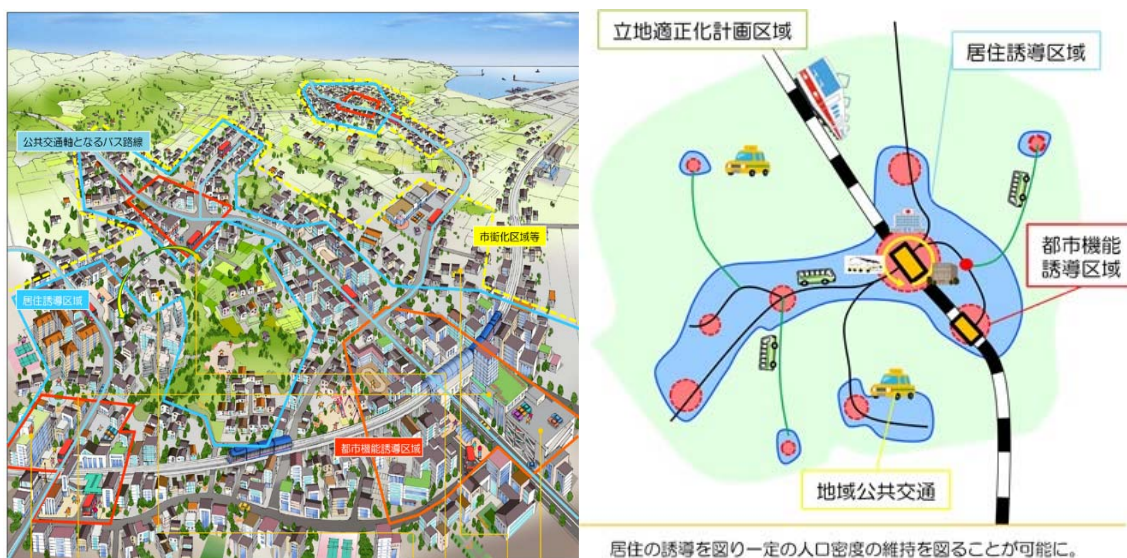
2-2 個別計画との調整、連携

交通、防災、福祉、健康などの各分野の個別計画を策定する際には、共通の方針として本方針を活用することにより、相互連携のとれた一体的なまちづくりを進めます。

2-3 立地適正化計画の活用

立地適正化計画は、商業・医療などの「都市機能」を誘導する区域（都市機能誘導区域）や、「居住」を誘導していく区域（居住誘導区域）を定め、人口減少が進むなかでも望ましい人口密度や生活を支える様々なサービスが維持された、活力があり住みやすい・住み続けられる都市づくりを目指す計画で、都市計画マスタープランの一部となるものです。

都市構造の基本的考え方である「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりの実現に向けて、立地適正化計画を策定し、甲州市総合計画及び都市計画マスタープランで掲げる持続可能なまちづくりを推進していきます。



出典：国土交通省ホームページ 立地適正化計画概要パンフレット

2-4 協働で進めるまちづくり

本方針で示した目指すべき将来都市像等の実現に向け、地域住民、企業（事業者）、行政等が理念及び目標を共有し、それぞれの立場から積極的にまちづくりの取り組みに関わっていくことが重要です。

第6章 実現に向けて

■まちづくりを担う人材の育成

様々な施策を市民と協働で行い、それを通じ「まちづくり」に関心のある人材を育成するとともに、次世代を担う子供たちがまちづくりに関心を持つよう学校教育等の関係機関と協働しまちづくりに関する教育を推進し、質の高いまちづくりを実践します。

また、図書館等にまちづくりに関する図書を備え、系統的な講座の開設やシンポジウム等の開催などを通じ、市民及び企業のまちづくりに関する意識の向上や人材の育成等を図ります。

さらに、コミュニティ活動、健康福祉活動、社会教育や生涯学習活動等と連携し、地域のまちづくりを進めます。

■関係機関との綿密な調整

国、県及び近隣市町村と連携及び綿密な調整を図り、整合のとれたまちづくりを進めます。

■推進体制

自分の住んでいる地域について共通の目的やテーマを持ち、課題及び将来の在り方を検討し、きめ細やかなまちづくりを進めることのできる体制（まちづくり組織等）の整備を支援します。

また、市民と行政の推進体制の関りをわかりやすく公開します。

3 本方針の推進と管理

本方針は、平成20（2008）年度に策定され、概ね20年後の中長期を見据え策定しました。

今後も社会経済情勢の変化により、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることが予想されるため、概ね5年ごと又は社会情勢の変化により見直しの必要が生じた場合は、上位計画との整合を図り計画の見直しを行い、持続可能なまちづくりを推進します。

なお、推進・管理にあたっては、庁内関係各課との連携及び調整を図り、市民と協働し、P（計画）・D（実施）・C（点検）・A（見直し）サイクル（= マネジメントサイクル）を導入し、計画的かつ効率的な実現を目指します。